

森地区活性化計画

北海道 森町

最終提出版

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	森地区活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	森町
地区名(※1)	森地区
計画期間(※2)	平成21年度～平成23年度

目標:(※3)

地域農産物の品質向上と共同選別の強化によって供給体制を確立させ、地域農業の経営安定化をはかり、農業者を中心とした地区内定住者の減少を抑えることを目標とする。

具体的には、北海道内において地域的に早出しすることができる馬鈴薯の販売量を31.85%増加(目標値・計画期間内H21～H23の馬鈴薯の販売量 ÷ 現状値・計画期間前H18～H20の馬鈴薯の販売量)させることによって、農業者の経営安定化をはかる。あわせて、定住対策をはかることにより計画区域における定住人口を2.03ポイント確保(目標値・計画期間内H21.1～H23.12の転出入割合90.00 - 現状値・計画期間前H18.1～H20.12の転出入割合87.97)する。

目標設定の考え方

地区の概要:

森町は、渡島半島の東部に位置し、南は北斗市と七飯町、南西は厚沢部町、西は八雲町に境界しており、北は内浦湾に臨んでいる。気候は道内でも最も温暖な地帯に属し、盛夏でも30度を超えることは少なく、厳冬期でも零下15度まで下がることは希である。

土地条件が粗粒火山灰土性土壌のため、保水力、保肥力に乏しい常習干ばつ地帯という厳しい自然条件の中で農業経営を営んでいるが、経営の健全化を強力に推進し、農用地の整備、営農設備の充実、栽培技術の改良・研究を重ねた結果、稲作・畑作・施設園芸・酪農・畜産など道南地域においては主要な農業生産地帯として発展を続けている。

今後、北海道縦断自動車道における札幌～函館間の開通に伴う森・赤井川インターチェンジの活用や、さらには近い将来における北海道新幹線の全線開通により、都市部へより高品質な農産物が運搬可能となることが期待されている。

現状と課題

森町の耕地面積は2,630haであり、農産物の生産・加工は当町の基幹産業の中心を担っている。この間の努力により比較的安定的な営農が行われてきたが、近年の輸入作物の増加や農産物価格の低迷などによる販売額の伸び悩み、農業従事者の高齢化などによって後継者に継承されない・担い手に集積されない耕作放棄地が近年増加傾向にあることなど、将来的な展望が見えづらい状況となっている。特に耕作放棄地の増加は、担い手に対する利用集積が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、具体的な土地の有効活用に向けた生産組織・集落営農組織の育成、農作業受委託等を推進し、高度な土地利用を展開していくことが求められているとともに、作付面積を維持・拡大させていくための施設や基盤などの整備が重要となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足、兼業・小規模農家の離農などが進行し、農村集落機能が低下しつつあるなか、課題の解決にむけて次のとおり取り組みを展開する。

担い手確保対策としては、農業を魅力ある職業とするために、所得の確保と経営の安定をはかっていく必要があることから、農産物をより有利に高値で販売できるよう市場・販路の拡大とあわせて、消費者の要望に応えるような農産物の高品質化と供給量の確保をはかる。また、新規就農者の受入体制や後継者の育成、耕作放棄地解消と集落営農組織の確立にむけて、関係機関が一体となった支援体制を構築していく。

具体的には、農産物受入体制の整備(貯蔵量の確保と品質の維持・向上、共選施設整備により個選作業を集約化し農作業を省力化)によって、南瓜との輪作作物として馬鈴薯を確立させ作付面積の拡大をはかるとともに、従来まで個選で一部直接販売してきた小玉品(加工品)も受け入れ販売量の増加につなげる。あわせて「JA新はこだて肥料・農薬の手引き」に準じた栽培管理の統一化と技術の向上によって、単収を1.9t/10a(H20実績)から2.6t/10a(H22目標)へと増やす。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
森町	森地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	新函館農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
森町	森地区	からまつの森分譲事業	森町	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

森地区(北海道森町)	区域面積(※2)	11,969ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域面積11,969haのうち農林地面積は8,934haで74.64%を占め、全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合は22.65%(2,330人)と農林漁業が重要な区域であるとともに、それに伴う製造業が産業の中心を担っている。		
②法第3条第2号関係: 当該区域内では、過疎化及び高齢化が進行しており、定住促進が必要不可欠な区域である。(平成18年1月から平成20年12月の3年間における転出入割合87.97%)		
③法第3条第3号関係: 当該区域は都市計画区域も有さず、市街地を形成している区域以外の地域である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標:「馬鈴薯の販売量31.85%増加をめざす」

評価:「計画最終年度の翌年度5月に、新函館農業協同組合森基幹支店の馬鈴薯出荷実績(H21・22・23年度分、本活性化計画区域内分のみ)を把握した上で、森町営農指導対策協議会総会において、目標の達成状況の検証を行う。」

目標:「定住人口2.03ポイント確保をめざす」

評価:「計画最終年度の翌年度5月に、住民基本台帳によって区域内定住人口(H21.1～H23.12の転出入割合)を把握した上で、森町営農指導対策協議会総会において、目標の達成状況の検証を行う。」

※ 森町営農指導対策協議会役員構成 : 森町長、森町農業委員会会長(農業者)、新函館農業協同組合森地区運営委員長(農業者)、渡島農業改良普及センター次長(有識者)、新函館農業協同組合森支店長、森町役場農林課長

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。